

「生産緑地」をお持ちのみなさまへ



特定生産緑地制度

をご活用ください!



特定生産緑地制度とは

「特定生産緑地制度」とは、生産緑地の指定から30年経過後も現行の生産緑地と同様に**税の優遇措置を継続する制度**です。また、特定生産緑地の指定から**10年を経過することで買取申出が可能**となります。

指定から30年経過するまでに申請しなければ、いかなる理由があっても以降の特定生産緑地指定はできず、税負担が急増します。
すぐに農地を手放す予定がなければ、特定生産緑地の申請をしておきましょう。



	特定生産緑地の指定を 選択 する場合	特定生産緑地の指定を 選択しない 場合
営農	<ul style="list-style-type: none"> ◎固定資産税・都市計画税は引き続き農地評価です。 ◎10年ごとなどに継続するかどうかを判断できます。 	<ul style="list-style-type: none"> ◎固定資産税・都市計画税の負担が1年ごとに急増します。 ◎特定生産緑地を後から選択することはできません。
相続	<ul style="list-style-type: none"> ◎次の相続での選択肢が広がります。 ◎相続税納税猶予制度を適用した生産緑地の貸借が可能となります。 	<ul style="list-style-type: none"> ◎次世代の方が相続税猶予制度を適用できなくなります。

特定生産緑地の指定には**申請が必要**です!!



特定生産緑地を選択することで、営農の継続や相続においてさまざまなメリットがあります。

- こんな農家の方におすすめします!
- ◎**相続税納税猶予制度**を利用している方
 - ◎農業後継者がいて**農地を手放す予定のない方**
 - ◎農業後継者がいなくても**当面は営農を継続する方**
 - ◎農地を**任せられる方**がいる方